

入 札 説 明 書

この度、下記により一般競争入札を執行するので、希望があればこの入札説明書を了知の上、入札に参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名 令和8年度輸入小麦に係る重金属、カビ毒及び残留農薬等検査業務
- (2) 仕 様 令和8年度輸入小麦に係る重金属、カビ毒及び残留農薬等検査業務仕様書
(以下「仕様書」という。)による。
- (3) 契約期間 契約締結日から令和9年3月19日(金)までとする。

2 契約担当官の氏名

食料安定供給特別会計支出負担行為担当官 農林水産省農産局長 山口 靖

3 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (4) 食料安定供給特別会計(食糧管理勘定)に係る物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領(平成23年9月1日付け23生産第4315号生産局長通知)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「食衛法」という。)第33条第1項の規定により厚生労働大臣の登録(理化学的検査(残留農薬及び汚染物質))を受けた検査機関であること又は厚生労働省の外国公的検査機関制度における登録リストに掲載されている検査機関であること。
- (6) 食品の理化学的検査等の業務において、「食品衛生検査施設における検査等の業務管理について」(平成9年1月16日衛食第8号)及び「食品衛生検査施設等における検査等の業務の管理の実施について」(平成9年4月1日衛食第117号)又は「Harmonized Guidelines for Internal Quality Control in Analytical Chemistry Laboratories」(CXG65-1997)に準拠した精度管理を実施し、適正に運用されていること。

4 入札方法

入札金額は、仕様書の別紙に定める重金属、カビ毒及び残留農薬等検査のうち、入札を希望する入札番号それぞれにおける経費(試料保管及び廃棄処理に係る経費等一切を含む。)とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 提出証明書等の提出場所及び提出期限

(1) 提出証明書等

- ・ 3の(1)、(2)及び(4)の事項を満たす旨の誓約書(別紙様式)
- ・ 令和7・8・9年度資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
- ・ 食衛法第33条第1項の規定により厚生労働大臣の登録(理化学的検査(残留農薬及び汚染物質))を受けた検査機関であること又は厚生労働省の外国公的検査機関制度における登録リストに掲載されている検査機関であることの証明(写し)
- ・ 内部精度管理に係る書類(「食品衛生検査施設等における検査等の業務の管理の実施について」又はCXG65-1997に準拠した精度管理を行っていることを証する最近の実施記録の写し)
- ・ 外部精度管理に係る書類(過去3年以内に、穀類又は穀類の粉中の残留農薬を対象とした技能試験(proficiency testing)に参加し、満足な結果(Zスコアの絶対値が2以下)であることを示す結果書類の写し)
- ・ 検査業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、当該第三者の内部精度管理及び外部精度管理に係る書類

(2) 提出場所 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農産局農産政策部貿易業務課

麦類業務班(別館2階ドア番号 別211)

電話番号:03-6744-1257 担当者:重久、長副

(3) 提出期限 令和8年5月28日(木)17時00分まで

(4) 提出方法 書留等配達記録が確実に残る方法による郵送等で、提出期限までに必着させること。ただし、郵送等によることが困難な場合は、あらかじめ連絡した上で持参すること。

6 提出証明書等の審査

支出負担行為担当官は、5に定める提出証明書等を審査し、3に定める事項を満たした者を最終的に当該競争入札に参加させる。

7 入札説明会の場所及び日時

入札説明会は実施しない。

なお、入札、仕様書等の内容に質問がある場合は、公告期間中に、12の照会先まで問い合わせること。

8 入札執行の場所及び日時並びに入札書の提出方法等

(1) 場 所 農林水産省農産局第5会議室

(別館2階ドア番号 別207)

(2) 日 時 令和8年6月2日(火)15時00分

(3) 提出場所、提出期限及び提出方法 5の(2)、(3)及び(4)と同様とする。

9 入札保証金及び契約保証金

予決令第77条第2号及び第100条の3第3号の規定に基づき免除する。

10 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

11 その他

この入札説明書に記載のない事項は、入札公告及び入札心得による。

12 本件に関するの照会先

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 1

農林水産省農産局農産政策部貿易業務課麦類業務班（別館 2 階ドア番号 別 211）

担当者：重久、長副

電話番号：03-6744-1257

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当省のホームページ（https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf）をご覧ください。
- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）に基づき、書面、押印、対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

別紙様式

食料安定供給特別会計支出負担行為担当官
農林水産省農産局長 殿

誓約書

当社は、以下の要件を全て満たしていることを誓約します。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しないこと。
- (2) 食料安定供給特別会計（食糧管理勘定）に係る物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成 23 年 9 月 1 日付け 23 生産第 4315 号生産局長通知）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

年 月 日

名 称
代表者 役職
氏名